京浜河川事務所 リバーシビックマネージャー 機関紙　2010年 10月号【104号】

たまがわ　つるみがわ　さがみがわ

川の市民情報 10

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所　RCM 事務局　URL http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/
TEL 045-503-4015　FAX 045-503-4092　E-Mail keihia50@ktr.mlit.go.jp

不法係留船の調査・撤去警告を行いました

小出川の両側に不法係留船が並んでいる。

陸上での違法な駐車や放置車両の様に、河川にも違法な係留や放置船舶があります。

これらは､他の船舶が航行する時に邪魔になったり、洪水や高潮のときに流されて他に被害を及ぼしたり、油漏れや景観の悪化など河川の管理や利用に悪影響が出ることが考えられます。

9月29日には相模川・小出川の不法係留船調査と撤去警告書の貼り付けを、京浜河川事務所と神奈川県藤沢土木事務所が共同して実施いたしました。

今回はその様子を紹介します。

放置され、沈んでしまった船。

警告書を結ぶ作業
船から落ちないようにバランスを取りながら、結束バンドで手摺りなどに結んでいく。後からベルトを掴むことも。

船舶登録番号が削られ、放置されたヨットです。

RCM 事務局より

爽やかな秋のはずが少し湿度が高くムシムシ感じる様に思えます。10月も半ばを過ぎ、カレンダーの残り枚数も少なくなってきました。秋の夜長、筆を執る？キーボードに向かう？川に出かけた感想を送って下さい。

紙面の都合で表に出てしまいました。　RCM 担当 塙

RCM 活動報告 平成22年 9月

管轄区間	登録人数	報告人数	報告件数
鶴見川下流	10人	2人	2件
鶴見川上流	7人	0人	0件
多摩川下流	10人	0人	0件
多摩川中流	12人	1人	1件
多摩川上流	7人	2人	2件
相　模　川	5人	0人	0件
浅　　　川	11人	1人	1件
合　　　計	62人	6人	6件

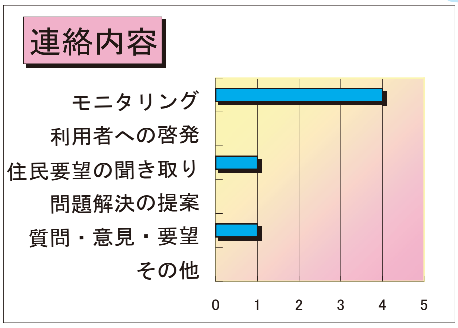

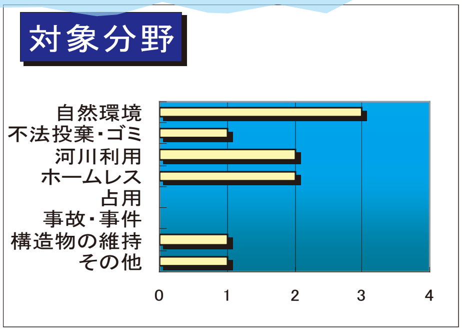

平成22年　9月は、 6件の報告をいただきました。ありがとうございました。

ＲＣＭ　鶴見川下流所属の方からの報告

貝殻浜がＮＨＫに写ったせいか、バーベキューなどをするひとが多くなったようにおもいます。酔った勢いで　飛び込んでいる人がいるのも事実。。。そのせいか？！浮き輪がすべてなくなってしまっていました！！　「あなたの命をまもる　あなたの大切な人を守る　浮き輪」別な意味で「ライブカメラ作動中」などとうたうのは　どうでしょう。

写真を添付しましたが、最近　杭がめだつように　なりました。以前からか？ 貝殻が砂がもっていかれたんでしょうか？干上がったときは歩くのがしんどいです。つまずく可能性もあり？なんのための杭だったのでしょうか？

河川の利用のうち、バーベキューや水遊びは自由使用の範疇になります。河川法で縛る行為ではではありません。それだけに利用される方には、マナーを守っていただく様にお願いしています。川崎市ではゴミ処理費用に耐えかねて、一部区域で有料化する社会実験を行っています。自分の行ったことに最後まで責任を持たない人が増えているように感じます。

杭は砂の流失防止の目的で打ったモノのようです。これ以上、砂を持って行かれない様に、今年度浸食防止工事を行います。　浮き輪については、対応に苦慮しているところです。ご意見を参考にしながら、検討していきます。

RCM　佐藤 真一さんからの報告

鷹野大橋左岸（通称ミクリわんど）にて市民活動を行う、矢上川で遊ぶ会の定例作業に参加した。台風一過の後で、相変わらず大量の投棄ゴミ（生活ゴミ）が漂着している。私は堤防斜面のコンクリートに生える外来植物の駆除を主に行う。

参加メンバーを見ると、高齢者が多く、炎天下の中、作業に没頭する姿を見ると、今の日本の河川未来像が解るような気がする・・・（暑いのか病気なのか？橋下の住人はいつも寝ている）

橋の占有者である行政担当部署が、管理物である橋下の除草及び浮浪者の対応がどうなっているのかご質問致します。

生きもの観察では、マハゼ・チチブ・コトヒキ・アベハゼ・ヒナハゼ・サッパ？・メダカ・テナガエビ・シラタエビ・ベンケイガニ・クロベンケイガニ等が採取、スズキやボラの群れも目視でき改めて都市河川であるにも拘らず、生きものが賑わう鶴見川と実感した。（一部の魚類と甲殻類は、足元の夢見ヶ崎動物公園の矢上川水槽に持っていくそうです）

今年は、梅雨が明けたとたん暑い日が続き、まだ尾を引いている様な気象状況で、川縁とはいえ、暑かったと思います。特にご高齢の方にはきつかったと思います。

橋梁の下と前後１０ｍは河川占用をしている者が管理をするように条件を付けています。６月頃に構造物の立ち会いを行っています。その時は除草をしているかと思います。占用者、河川管理者、警察や自治体の福祉部局と協力して生活再建を促すようにホームレスに指導しています。実態はなかなか進んでいません。